

音声伝送携帯電話番号の指定条件緩和について

令和4年12月2日
総務省総合通信基盤局
電気通信事業部番号企画室

- 現在、電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号)においては、音声伝送携帯電話番号の指定を受けることができる電気通信事業者をMNO※¹のみに限定している。
- MVNO※²による多様な付加価値サービスの創出・提供を実現するため、令和3年12月8日付け情報通信審議会答申「デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方」における方向性を踏まえ、MVNOに音声伝送携帯電話番号の指定ができるよう制度改正を行う。

制度の現状

■総務大臣

電気通信番号計画 (番号の使用条件等)

標準電気通信番号使用計画

MNO等が該当

指定

認定

認定

みなし認定

■事業者

番号の指定を受ける事業者

番号

電気通信
番号使用計画

再販事業者(MVNO)等が該当

番号の卸提供

番号の指定を受けない事業者

電気通信番号使用計画

番号の使用形態が卸元と異なる

(標準電気通信番号使用計画と同一の)
電気通信番号使用計画

番号の使用形態が卸元と同じ

■利用者

利用者

利用者

利用者

※1 MNO (**M**obile **N**etwork **O**perator)
無線局を自ら開設・運用して移動通信サービスを提供する電気通信事業者

※2 MVNO (**M**obile **V**irtual **N**etwork **O**perator)
自ら無線局を開設・運用せず、MNOの提供する移動通信サービスを利用して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者

(参考) 主な電気通信番号

電気通信番号の種別		電気通信番号の構成	代表的な使用事例・用途等
利用者設備識別番号	固定電話番号	0 <u>A B C D E</u> F G H J	—
	付加的役務電話番号	0 <u>A B 0 D E F</u> G H J (K) (ABは12,17,18,57,80(Kあり),99。)	0120 (着信課金) 0570 (統一番号)
	データ伝送携帯電話番号	0 2 0 0 <u>D E F G H</u> J K L M N 0 2 0 <u>C D E F</u> G H J K (Cは0,4を除く。)	—
	音声伝送携帯電話番号	0 7 0 <u>C D E F</u> G H J K 0 8 0 <u>C D E F</u> G H J K 0 9 0 <u>C D E F</u> G H J K (Cは0を除く。)	—
	特定 I P 電話番号	0 5 0 <u>C D E F</u> G H J K (Cは0を除く。)	—
	I M S I	4 4 0 <u>D E</u> …(15桁) 4 4 1 <u>D E F</u> …(15桁)	International Mobile Subscriber Identity 電気通信回線設備に接続された端末設備を識別するための番号であり、加入者識別に使用される。
事業者設備等識別番号	事業者設備識別番号	0 0 <u>X Y</u> / 0 0 2 <u>Y Z</u> (Xは0,2,9を除く。)	電気通信事業者の電気通信設備を識別するための番号であり、中継ルーティングに使用される。
		0 0 9 1 <u>X Y</u>	
	付加的役務識別番号	1 <u>X Y</u> (3桁以上)	117 (時報) 177 (天気予報)
	緊急通報番号	1 1 0 / 1 1 8 / 1 1 9	警察機関、海上保安機関又は消防機関への緊急通報に使用される。
	プレフィックス	0 / 0 1 0	0 (国内) 010 (国際)

< 諮問名 >

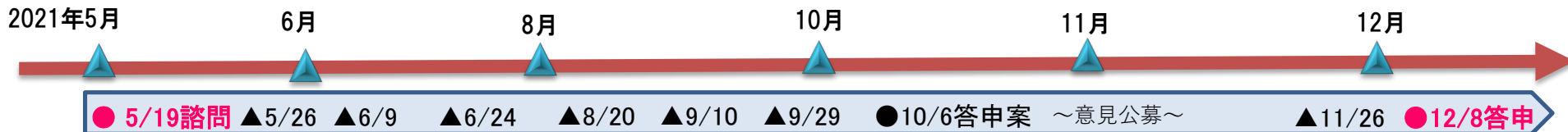
デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方

< 検討課題 >

- **音声伝送携帯電話番号 (090/080/070※)の指定の在り方等の検討** ※現在MNOのみに指定
 - ・MVNO等への番号指定の可否の検討
 - ・MVNO等への番号指定の条件の検討
 - ・上記に関連した検討 (MVNO等への番号の指定単位、音声伝送携帯電話番号の060番号への拡大、020番号の指定の条件等)

- **固定電話番号を使用した電話転送役務の在り方の検討 (H30情通審答申のフォローアップ)**
 - ・電話転送サービスを巡る現状と今後の動向の整理
 - ・電話転送サービスの番号使用条件の見直し・明確化等の検討
 - ・不適正な利用実態等を踏まえた今後の電気通信番号制度の在り方

< スケジュール >



< 参考 電気通信番号政策委員会での審議状況 >

- ・審議開始 5/26
- ・関係者ヒアリング① 6/9 MVNO委員会、日本通信、CATV連盟、HISモバイル、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル、NTT東西
- ・関係者ヒアリング② 6/24 日本ユニファイド通信事業者協会 (JUSA)、KDDI、ソフトバンク、NTTコミュニケーションズ、まほろば工房、三通テレコム、マイクロソフト
- ・論点整理① 8/20 音声伝送携帯電話番号 (090/080/070)の指定の在り方等の検討
- ・論点整理② 9/10 固定電話番号を使用した電話転送役務の在り方の検討
- ・報告書案 9/29
- ・意見公募結果の反映 11/26

MVNO等によるサービス提供のイメージ

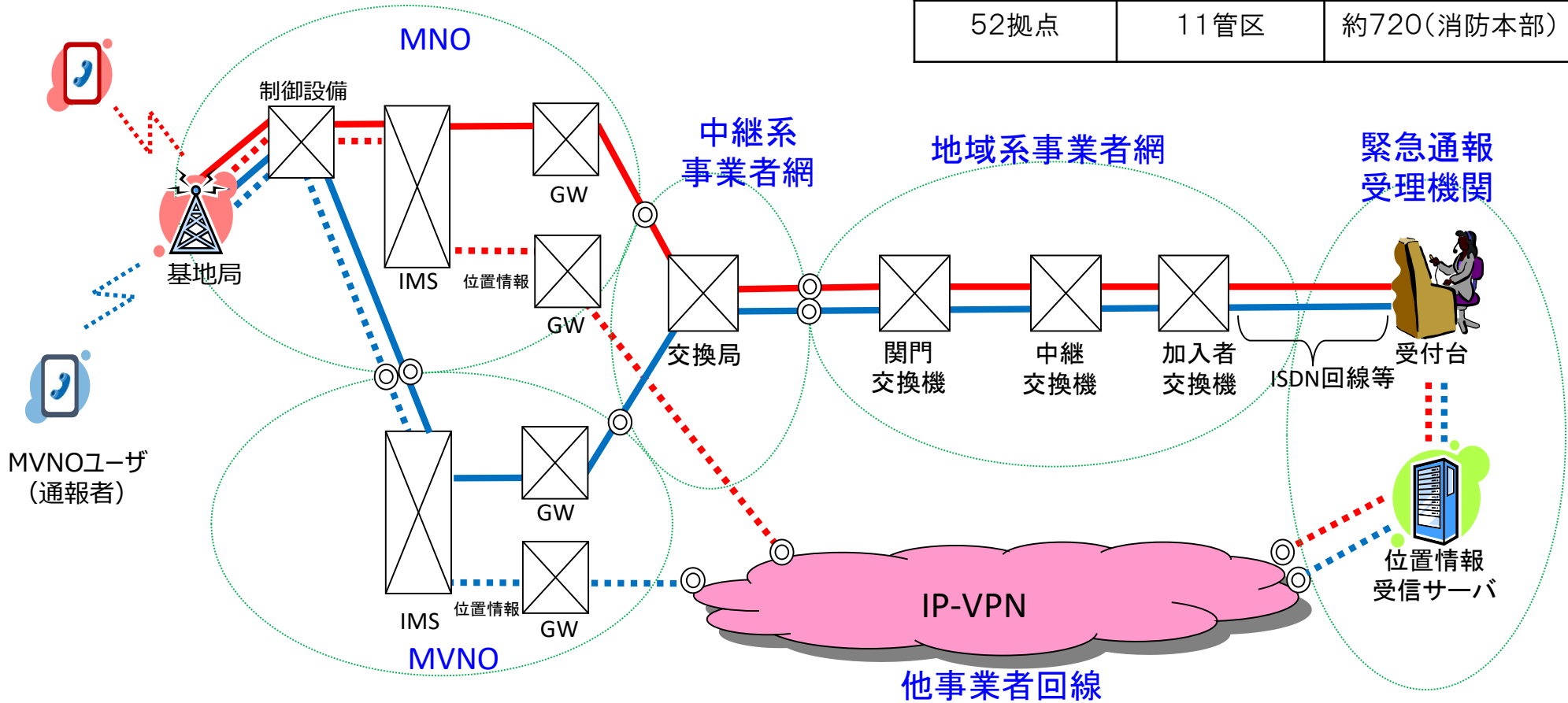
	番号指定を希望する理由	提供サービス	実施スケジュール／需要見込み
日本通信	<ul style="list-style-type: none"> ・MNOとのイコールフットイングの実現 	<ul style="list-style-type: none"> ・音声相互接続 ・ローカル4G／5Gの更なる発展 ・IMS活用による付加価値サービス提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号指定後 6ヶ月～1年 ・<u>100～1000万加入</u> (サービス開始2～3年後)
HIS Mobile	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な業界の音声ニーズへの対応、業界の更なる発展 ・旅行者ニーズへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・1つのSIMで国内外音声サービス ・音声プリペイド ・短期滞在者向け音声サービスの充実 (空港での本人確認、SIM受け渡しの仕組み構築) 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号指定後 6ヶ月～1年 ・<u>10～100万加入</u> (サービス開始3～5年後)
CATV連盟	<ul style="list-style-type: none"> ・地域BWAを活用した音声サービスの提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・自らのBWAエリア内は、通話かけ放題サービス ・他のCATV/MNOとのローミング接続 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号指定後 1.5～2年 ・<u>数十万～100万加入</u> (サービス開始数年後)
MVNO委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・付加価値サービスの提供が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・1つのSIMでマルチキャリア ・スマホとウェアラブル端末等をワンナンバー 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号指定後 1.5～2年

対象国	MVNOへの直接指定	番号指定のための要件
イギリス	可	MNOとの契約があること。足りない要件はMNOとの契約でカバーできる。
オランダ	可	必要な機能は、MVNO自身が実装せずとも、ホストMNOとの間で技術的・商業的契約を介して提供されればよい。
フランス	可	法律上はいわゆるライトMVNOでもホストMNOとの契約により指定要件を満たすと解釈することにより、割当は可能。 指定された番号所持への税金を支払っていること。
スペイン	可	ホストMNOとの無線アクセス利用に係る合意が条件。 自らの設備保有(HLR,交換機他)が必要。
ドイツ	可	コア網は、少なくともHLR、交換設備、ホストMNO以外との相互接続合意が必要。
アメリカ	原則不可	FCC免許（無線局免許）又は州の公共の利便性及び必要性に関する証明を取得していること。 ただし、正当な理由があり、これらの要件の免除をFCCが認める場合、MVNO自ら番号指定を受けることが可能。
韓国	可	MVNOは、「卸売提供義務サービス再販事業者」などと定義され、交換設備等を保有するMVNOは、番号を直接付与される。
日本	不可	音声伝送携帯電話番号の直接指定のためには無線局免許を取得していること。

※ H29.03 「MVNOに係る電気通信番号制度の在り方等に関する調査研究報告書」等により作成。

MVNOによる緊急通報実現イメージ（自ら緊急通報受理機関との接続を行う場合）

警察機関 110	海上保安機関 118	消防機関 119
52拠点	11管区	約720(消防本部)



- MNOユーザーの音声呼
- MVNOユーザーの音声呼
- ⋯ MNOユーザーの位置情報
- ⋯ MVNOユーザーの位置情報

音声伝送携帯電話番号の指定の在り方等

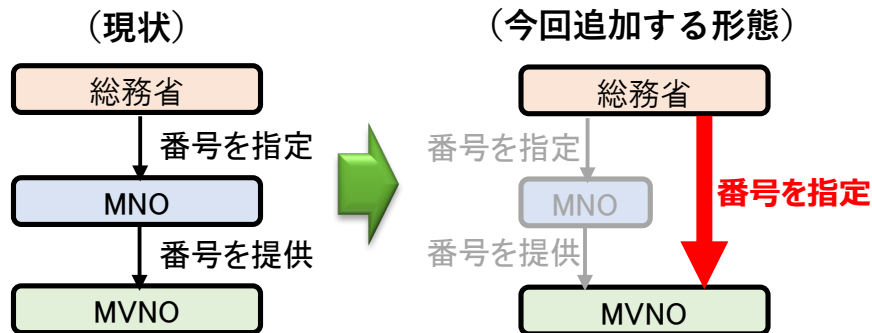
<現状>

携帯電話の基地局の無線局免許を受けていることを条件とし、**MNOに番号を指定**。MVNOはMNOから番号の提供を受ける。



<今後の対応>

- 携帯電話の音声サービスを提供するための交換設備等を設置することにより、当該サービスの提供が可能となる**MVNO等にも携帯電話番号を指定**する。
- MVNO等への電気通信番号の指定条件は、現行の条件と同等とし、**緊急通報に係る条件はMNO等のネットワークを介した提供も認める**。



固定電話番号を使用した電話転送役務の在り方

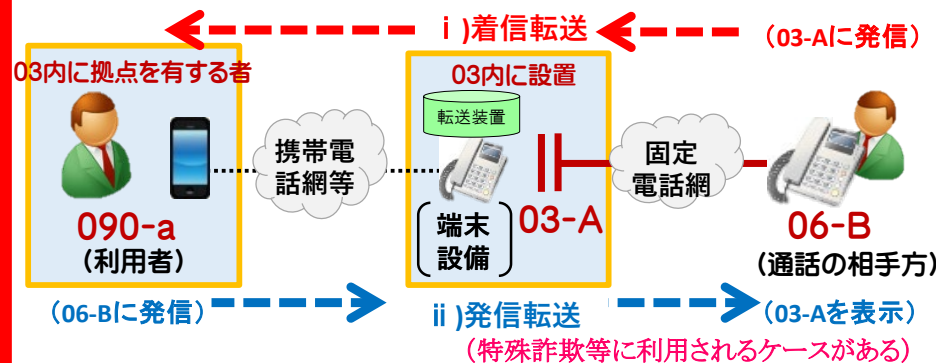
<現状>

電話転送サービスは、テレワークの推進、「働き方改革」に有効である一方、**特殊詐欺等のツールになっている実態**がある。



<今後の対応>

- 電気通信番号の使用条件について、明確化を図りつつも、現状を維持。**品質確認に関する条件は、番号非指定事業者でも実現可能な方法を今後検討**する。
- 総務省と業界団体等が諸課題を検討する「**連絡会**」を設置し、**固定電話番号を再販(卸)する場合のルール化**等に向けて検討を行う。



- MVNOへの電気通信番号の指定条件は、MNOに課せられている条件と原則同等とする。
 - ✓ 緊急通報については、MNO等のネットワークを介した提供も認める。
 - ✓ 「携帯電話の基地局の免許等を受けていること」の条件の代替として、ホストMNOとの連携を求めるとともに、音声呼の制御や加入者情報の管理・認証に必要な設備の設置及びIMSI(国際移動体加入者識別番号)の指定を受けることを新たに求める。
 - ✓ 電気通信事業法の技術基準(事業用電気通信設備規則)の適用を受けない場合にあっては、番号指定後に当該技術基準の適用を受けることを前提に、当該技術基準への適合性を確認していることを必要条件として求める。

<音声伝送携帯番号に係る番号指定事業者の使用条件における改正事項>

	現行の条件	改正の有無	主なポイント
緊急通報	利用者が緊急通報を行うことが可能であること。	無	・提供エリアの全部又は一部において、ホストMNO/MVNO間での協議を通じホストMNO等のネットワークを介した緊急通報の実現も認める。
番号ポータビリティ	事業者相互間で番号ポータビリティが可能であること。	無	—
携帯電話の基地局免許	携帯電話又はPHSの基地局の免許等を受けていること。	有	・条件を「携帯電話若しくはPHSの基地局の免許等を受けていること 又はホストMNOと連携し、役務提供できること 」に改める。 ・ 音声呼の制御に必要な設備 （IMS又はこれに相当する設備）の 設置 を新たな条件として求める。 ・ 加入者情報の管理・認証に必要な設備 （HLR/HSS又はこれに相当する設備）を 設置 するとともに、 IMSI （国際移動体加入者識別番号）の 指定を受けること を新たな条件として求める。
技術基準への適合性	事業の用に供する電気通信設備が電気通信事業法上の技術基準の適用を受けるものであるとともに、当該技術基準への適合性を確認していること。	有	・電気通信事業法上の技術基準の適用を受けない場合にあっては、 番号指定後に当該技術基準の適用を受けることを前提として、当該技術基準への適合性を確認していること を必要条件として求める。
他事業者との接続	網間信号接続を行うこと。	無	—

<その他の改正事項>

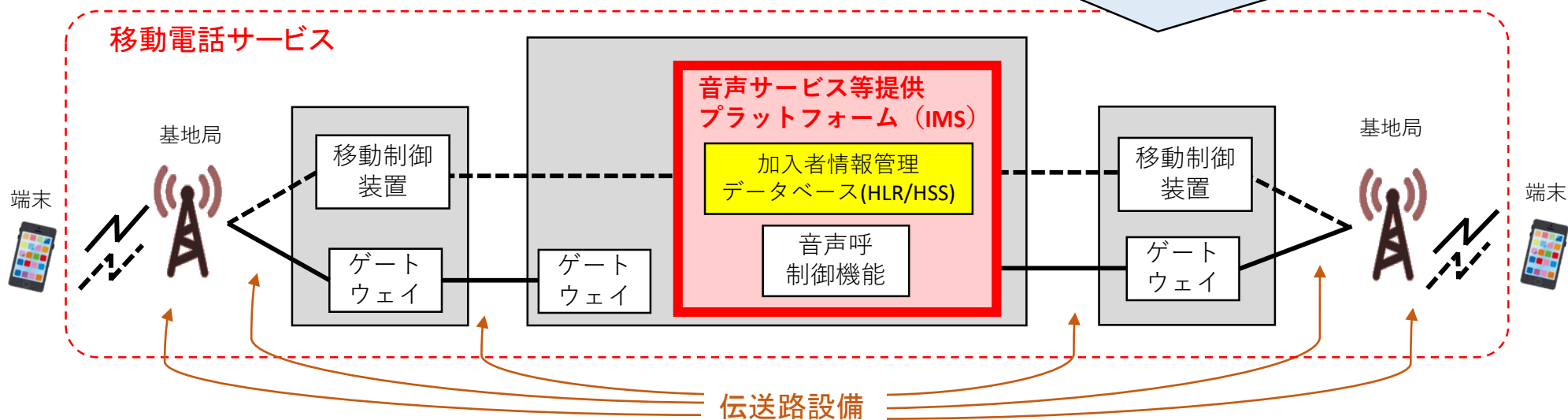
- ・ MVNOに対しての指定を想定し、音声伝送携帯電話番号の指定単位を現在の10万単位に加え1万単位でも可能とする。
- ・ データ伝送携帯番号の指定の条件に関し、「基地局の免許等を受けていること」の代替として「音声伝送携帯電話番号の指定を受けていること」を追加する。

IMS(IP Multimedia Subsystem): VoIPによる電話、音声、映像の送受信を含むマルチメディアサービスの提供基盤
 HLR/HSS(Home Location Register / Home Subscriber Server): 携帯電話番号、端末の所在地、顧客の契約状況といった顧客情報を管理するデータベース

- 電気通信事業法では、利用者と利用者との間をつなぐ伝送路設備(携帯電話網の無線区間を構成する設備を含む。)を電気通信役務の確実かつ安定的な提供のために重要視すべき設備と捉え、伝送路設備を含む電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備)を設置する電気通信事業者(回線設置事業者)に対し、電気通信事業の用に供する電気通信設備について技術基準への適合維持義務を課している。
- 回線設置事業者に対し、技術基準として損壊・故障対策や他者設備の損傷防止等を求めることで、電気通信役務の確実かつ安定的な提供の確保が図られている。
- MNOは回線設置事業者に該当するため技術基準が適用されるが、MVNOは基本的には回線設置事業者には該当しないことから技術基準が適用されない。

技術基準の適用対象イメージ(携帯電話サービスの場合)

電気通信回線設備(伝送路設備+伝送路設備と一体として設置される設備)の設置者に技術基準が課せられる。



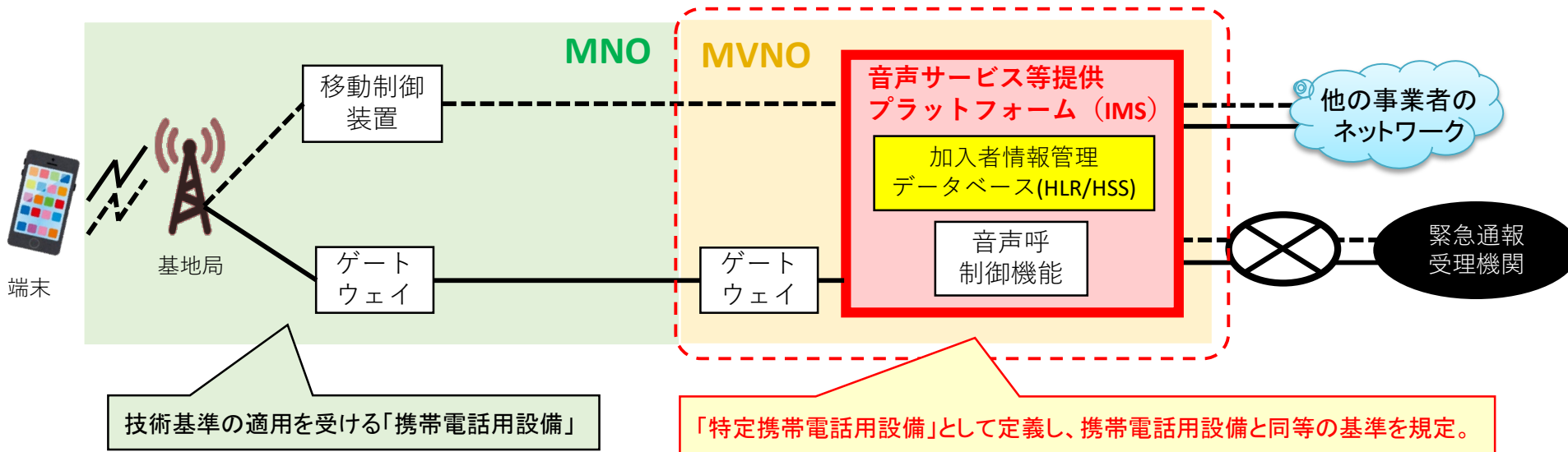
「電気通信事業法施行規則」改正の主なポイント

- 技術基準(事業用電気通信設備規則)の適用を受ける条件として定められている「内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務」について、「音声伝送携帯電話番号の指定を受けて提供される電気通信役務」を追加。【施行規則第27条の2の2】

「事業用電気通信設備規則」改正の主なポイント

- 音声伝送番号の指定を受けるMVNOの電気通信回線設備以外の設備を「特定携帯電話用設備」として定義【設備規則第3条第7号の2】し、携帯電話用設備と同等の基準を規定。

MVNOが音声伝送携帯電話番号の指定を受ける場合のネットワーク構成イメージ



	令和4年		令和5年		
	11月	12月	1月	2月	3月
改正に係るスケジュール(想定)	<p>■ 情報通信行政・郵政行政審議会(電気通信事業部会)</p>				
	<p>11/25(金) 諮問</p>		<p>1月中旬 1/20(金) (想定) 答申予定</p>		
	<p>パブコメ 11/26(土)~12/26(月)(31日間)</p>		<p>電気通信番号委員会</p>		
	<p>答申をいただいた後、速やかに制定(年度内)</p>				